

# 児童相談所・一時保護所等職員（臨時的任用職員）を募集します

愛知県福祉局

《 受付期間 》 令和7年2月5日（水）から令和7年2月13日（木）（必着）まで

《 試験日 》 令和7年2月20日（木）・2月21日（金）のいずれか1日

区分	条件	勤務場所
社会福祉	次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学及び専門職大学の前期課程を含む。）において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業若しくは修了した人（令和7年3月31日までに卒業若しくは修了する見込みの人を含む。） イ 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する児童福祉司の任用資格を有する人又は令和7年3月31日までに同資格を取得する見込みの人 ウ 社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を取得している人又は令和7年3月31日までに同資格を取得する見込みの人	児童相談所 一時保護所 愛知学園 医療療育総合センター
心理	学校教育法による大学（短期大学及び専門職大学の前期課程を含む。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業若しくは修了した人（令和7年3月31日までに卒業若しくは修了する見込みの人を含む。）	児童相談所 一時保護所 愛知学園 医療療育総合センター
保育士	保育士資格を有する人又は令和7年3月31日までに同資格を取得見込みの人	一時保護所 愛知学園 医療療育総合センター
看護師	看護師免許を有する人又は令和7年3月31日までに同資格を取得見込みの人	一時保護所 愛知学園
児童自立支援	次のいずれかに該当する人 ア 保育士資格を有する人又は令和7年3月31日までに同資格を取得見込みの人 イ 社会福祉士の資格を有する人又は令和7年3月31日までに同資格を取得見込みの人 ウ 3年以上児童自立支援事業に従事した人又は令和7年3月31日までに3年以上従事することとなる見込みの人	愛知学園

## 社会福祉区分 イ

### 児童福祉法第13条第3項各号

- 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。）に従事したもの
- 四 医師
- 五 社会福祉士
- 六 精神保健福祉士
- 七 公認心理師
- 八 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 九 第二号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

## 社会福祉区分 ウ

### 社会福祉法第19条第1項各号

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

# 児童相談所

## 1 応募の区分及び条件

社会福祉、心理

ただし、令和6年度中に福祉局福祉部福祉総務課が実施した「児童相談所職員（臨時的任用職員）採用試験」を受験した人は、今回の採用試験を受験できません。

## 2 採用予定人員

20名程度

## 3 募集内容

勤務場所	<p>以下の県内福祉（児童）相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 尾張福祉相談センター（名古屋市中区三の丸 2-6-1）</li><li>2 海部福祉相談センター（津島市西柳原町 1-14）</li><li>3 知多福祉相談センター（半田市宮路町 1-1）</li><li>4 西三河福祉相談センター（岡崎市明大寺本町 1-4）</li><li>5 豊田加茂福祉相談センター（豊田市瑞穂町 2-5-1）</li><li>6 東三河福祉相談センター（豊橋市八町通 5-4）</li><li>7 一宮児童相談センター（一宮市昭和 1-11-11）</li><li>8 春日井児童相談センター（春日井市神屋町 713-8）</li><li>9 刈谷児童相談センター（刈谷市神田町 1-3-4）</li></ul> <p>※採用後の勤務場所については、居住地及び本人希望等を踏まえて決定します。</p>
雇用予定期間	<p>令和7年4月17日から令和7年9月30日（令和8年3月31日まで更新の可能性有）</p> <p>※採用書類の提出状況によっては、令和7年4月1日採用になる可能性もあります。</p> <p>※臨時的任用職員の当初の雇用期間は令和7年9月30日までですが、勤務成績が良好であると認められた場合は、令和8年3月31日まで更新される予定です。</p>
主な業務内容	<p>○児童福祉司（区分：社会福祉・心理） 児童虐待や子育てに関する保護者からの相談等（児童虐待通告への対応を含む）に応じ、必要な調査や関係機関との調整を図りながら、子ども及びその家庭への支援、指導を行います。</p> <p>○児童心理司（区分：心理） 面接や心理検査などを通じて、子どもやその家庭に対し必要な助言、指導を行います。 また、療育手帳の判定業務も行います。</p>

## 4 応募の資格等

- (1) 上記の応募条件を満たしている人
- (2) パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる人  
なお、次に該当する人は応募できません。  
ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人  
イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 5 雇用条件

- (1) 勤務時間  
月曜日から金曜日までの週5日勤務  
午前8時45分から午後5時30分まで（1時間の休憩時間を含む）  
1日7時間45分勤務（時間外勤務あり）
- (2) 休日・休暇  
土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）  
なお、他に年次有給休暇等が取得できます。（職員の服務に準ずる。）
- (3) 給与等  
給与（給料及び地域手当）は令和6年4月1日現在で算定すると、約223,000円から約304,000円となり、学歴、職歴等に応じて決定されます。また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。
- (4) 加入保険等  
公務災害補償及び地方職員共済組合の組合員となります。

# 一時保護所・愛知学園・医療療育総合センター

## 1 応募の区分及び条件

社会福祉・心理・保育士・看護師・児童自立支援のいずれかの応募条件を満たしている方  
ただし、令和6年度中に福祉局福祉部福祉総務課が実施した「一時保護所・愛知学園職員（臨時的任用職員）採用試験」を受験した人は、今回の採用試験を受験できません。

## 2 採用予定人員

10名程度

## 3 募集内容

勤務場所	県内2福祉（児童）相談センター一時保護所・愛知学園・医療療育総合センター 1 西三河福祉相談センター一時保護所（岡崎市内） 2 春日井児童相談センター一時保護所（春日井市内） 3 愛知学園（春日井市神屋町713-1） 4 愛知県医療療育総合センター療育支援センター※はるひの家（春日井市神屋町713-8） ※採用後の勤務場所については、居住地及び本人希望等を踏まえて決定します。 ※一時保護所の所在地については、合格後に通知します。
雇用予定期間	令和7年4月17日から令和7年9月30日（令和8年3月31日まで更新の可能性有） ※採用書類の提出状況によっては、令和7年4月1日採用になる可能性もあります。 ※臨時的任用職員の当初の雇用期間は令和7年9月30日までですが、勤務成績が良好であると認められた場合は、令和8年3月31日まで更新される予定です。
主な業務内容	○一時保護所 一時保護所に入所する児童及び幼児に対する生活指導業務を行います。（入浴、食事、レクリエーション等） ○愛知学園 児童相談所を経て入園する非行児童等生活指導を要する児童に対する生活指導、学習指導等を通じて、健全な社会の一員になれるように自立を支援します。 ○医療療育総合センター 医療療育総合センター療育支援センター（はるひの家）を利用する知的に障害のある児童に対する生活支援業務を行います。（食事、入浴介助等）

## 4 応募の資格等

(1) 上記の応募条件のいずれかを満たしている人

なお、次に該当する人は応募できません。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 5 雇用条件

(1) 勤務時間・休日

4週8休制（土曜日、日曜日及び祝日も含めたローテーション勤務。就業時間の例は以下のとおり。）

(1)07:00～15:45 (2)08:45～17:30 (3)12:45～21:30 (4)13:00～21:45

(5)16:00～09:30 (6)16:30～10:00 (7)16:45～10:15

(2) 休暇

年次有給休暇等が取得できます。（職員の服務に準ずる。）

(3) 給与等

給与（給料及び地域手当）は令和6年4月1日現在で算定すると、約246,000円から約357,000円となり、学歴、職歴等に応じて決定されます。また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。

(4) 加入保険等

公務災害補償及び地方職員共済組合の組合員となります。

# 申込方法等（児童相談所・一時保護所等共通）

## 1 申込・試験・採用の手続き

### (1) 申込必要書類

ア 市販の履歴書（A3 サイズ）に必要事項を記載してください。

（ア）履歴書左上部に募集区分（心理・社会福祉・保育士・看護師・児童自立支援）及び希望勤務場所（児童相談所または一時保護所・愛知学園・医療療育総合センター）を必ず朱書きしてください。

（イ）応募条件に係る経歴・資格等は必ず記載してください。

また、社会福社區分の応募条件ウ（社会福祉主事任用資格）に該当する場合は、該当する取得科目を履歴書に記載してください。

（ウ）写真を必ず貼ってください。（写真のないものは受付できません。）

（エ）電子メールにて試験案内文を送付するため、送付可能なメールアドレスを履歴書に記載してください。

（履歴書にメールアドレスを記載する項目がない場合は、履歴書の枠外に記載してください。）

※メールアドレスが無い場合は、履歴書の枠外に「案内文紙送付希望」と朱書きしてください。

### (2) 申込方法

上記の履歴書を「臨時的任用職員申込書在中」と朱書きした封筒に入れ、下記あてに簡易書留郵便で郵送してください。封筒の裏面には住所、氏名を明記してください。なお、提出された申込書は返却しません。

<申込先>

郵便番号 460-8501（住所記入不要）

愛知県福祉局福祉部福祉総務課 人事グループ

### (3) 受付期間

令和7年2月5日（水）から令和7年2月13日（木）（必着）まで

### (4) 案内文の交付

令和7年2月17日（月）に電子メールにて発送します。（紙希望の場合は郵送）

令和7年2月19日（水）正午までに届かない場合は、お問い合わせください。

## 2 試験の日程等

日 時	場 所	内 容
令和7年2月20日（木） 令和7年2月21日（金） のいずれか1日 ※日時は案内文に記載	愛知県庁東大手庁舎 （名古屋市中区三の丸3-2-1） ※詳細は案内文に記載 ※変更となる可能性あり	面接試験

## 3 合格発表日及び発表方法

発 表 日	発 表 方 法
令和7年3月上旬	郵送

※受験者全員に合否結果を郵送します。合否について、電話等による照会には応じません。

## 4 採用

健康診断及び最終意向確認を経て、その結果に基づき採用者を決定します。

## 5 その他

(1) 試験に関し、記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 日本国籍を有しない人も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

## 6 問い合わせ先

愛知県福祉局福祉部福祉総務課 人事グループ 電話 052-954-6259（ダイヤルン）